

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第千二百五十三号及び同理事会決議第千二百五十五号を追加する。（第一条関係）

二 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第千二百五十三号を追加する。（第一条関係）

三 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）